

各私立幼稚園設置者 様
各私立認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和6年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る
交付申請書の提出について（通知）

大阪府教育支援体制整備事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり交付申請書を提出していただきますようお願いします。

記

1. 対象

令和6年度において本補助金に係る内示（千円以上）を受けた私立幼稚園・認定こども園の設置者
※千円以上で内示を受けた園においては、交付申請を辞退する（本補助金の交付を受けない）場合も、提出が必要です（記載方法はFAQ参照）。

2. 提出について

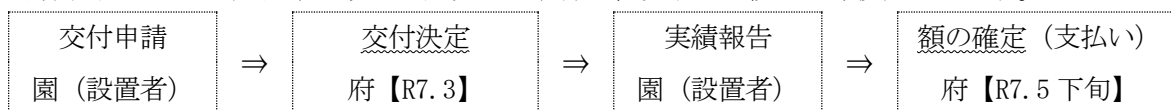
紙媒体および電子媒体の両方の提出が必須です。詳細は下表をご確認ください。

（1）紙媒体	
提出方法	下記まで郵送 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-4 3 大阪府庁新別館南館 10階 大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 國村・山本
期 限	令和7年2月17日（月曜日） 必着 ※郵送に要する日数を考慮して、余裕をもって発送してください。
提出資料	次の①②③④の紙媒体 ① 交付申請書（様式第1-2号） ※設置者単位で作成 ② 交付申請内訳書（鑑、別紙1～7） ※園単位で作成 ③ 要件確認申立書（様式第2号） ※設置者単位で作成 ④ 暴力団審査情報（様式第3号） ※設置者単位で作成

(2) 電子媒体	
提出方法	インターネット申請 提出はこちら
期 限	令和7年2月12日(水曜日) 厳守
提出資料	次の①及び②の電子データ (Excel 形式) ① 交付申請書 (様式第1-2号) ※設置者(法人)単位で作成 ② 交付申請内訳書 (鑑、別紙1~7) ※園単位で作成

3. 今後の予定

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。



4. 留意事項

- 今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。
- 交付申請及び交付申請内訳書については、必ず、各園(設置者)において、年間の計画を精査した上でご提出ください。なお、事業計画時点で記載のなかった経費を今回追加で計上することはできません。
- ご提出にあたっては、本通知を含む補助金に係るこれまでの通知文(留意点・FAQ等を含む)を必ず確認してください。
- 各根拠資料は実績報告の際にご提出いただきますので、現時点では不要です。ご提出いただいた場合は当課において処分いたしますので、あらかじめご了承ください。
- 今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等のメールは、今年度中に本事業にかかるインターネット申込み時にご入力いただいたメールアドレス宛に送信します。ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(設置者)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 本件に関するお問い合わせ等については下記のとおりメールにてご連絡ください。

宛先: shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

題名: 【幼稚園番号・園名】教育支援体制整備事業補助金交付申請について(問合わせ)

本文: 園名、担当者氏名、お問合わせ内容を必ず記載してください。

(本件担当)

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ 國村、山本